

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月21日
照会部署名 阿波半田年金事務所適用徴収課
照会担当者 アシスタントインストラクター(副所長) 三木忠明
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認

石井

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-5	本部受付番号 No. 2011-130
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

季節的業務に使用される者にかかる適用除外について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金法第12条

(内容)

管内にあるスキー場を経営する事業所より照会がありましたのでご教示願います。

同スキー場において11月中旬から翌年3月10日までの雇用契約期間を定めて4ヶ月以内で雇用される適用除外の従業員が、3月11日以降も雪の状態により引き続き雇用された場合、被保険者となるのか。また被保険者となる場合の取得日はいつになるのか。

スキー場は11月から3月までの5ヶ月間営業しているが、従業員については健康保険厚生年金の適用とならないように、雇い入れ時に4ヶ月以内の期間を定めて契約しており、営業期間からして4ヶ月以上となることが十分考えられるのだが、あえて延長して雇用することにより、適用とならないようにして

いる。(質疑応答集によると、たまたま 4 ヶ月を超えることとなったとしても、被保険者となることはできないとされている)

このように、雇用契約は 4 ヶ月以内であるが、事業自体は 4 ヶ月を超えることが明らかであるこのような場合でも、雇い入れ時の契約期間が 4 ヶ月以内であれば適用除外として取り扱ってよろしいか。

＜対応案＞

季節的業務に使用される人は継続して 4 ヶ月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となることから、雇い入れ時において 4 ヶ月以上使用されることが通常予定されていると思われるこの場合も当初からの適用とするべきであると思われる。

(ブロック本部回答)

4 ヶ月以上の就業が予想されても 4 ヶ月未満として届け出されたときには、「事業主の意見も参酌し四囲の事情を考察し、保険者において認定すべきである。(昭和 12 年 5 月 4 日保規第 96 号)」と示されている。

一方、今回の事案については、スキー場の営業期間から 4 ヶ月以上の雇用が十分考えられるが、当初 4 ヶ月以内の雇用契約を交わしており、3 月 11 日時点の雪の状態により、雇用の延長が決定することになっていることから、別添質疑応答集等の取扱いを準用すると、適用することに無理があるとも思われる。

以上のことから、当ブロックにおいては判断が困難であり、本部へ照会することとします。

回答日 平成 23 年 2 月 25 日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター (役職名) 厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

市原

(本部回答)

季節的業務とは季節によりなす業務とされ、季節的業務に使用される者は一般的には被保険者の範囲から除外されますが、その者が当初から4カ月を超える予定で使用されるような場合には、その当初から被保険者となります。しかし、たまたま4カ月を超えて引き続き使用されることとなつても、季節的業務に使用されている限りは被保険者から除外されます。

したがつて、季節的業務に使用される者の被保険者としての適用については、季節的業務自体の期間が4カ月を超えていることを被保険者の適用について左右する要件とするのではなく、あくまでも使用期間が当初から4カ月を超える予定なのか否かにより判断することとなります。

なお、季節的業務に使用される者が健康保険の一般の被保険者としての適用を除外される場合は、健康保険の「日雇特例被保険者」としての適用を受けることになります。

本事例については、単に季節的業務という取扱いのもとに被保険者としての適用を免れようとして契約期間を短期に設定しているのであれば、過去の雇用・事業実態等の事実確認により、当初から4カ月を超えて使用されることが明確になった場合には、使用されることとなつた当初から被保険者として扱われることとなります。

また、労働契約法においては、有期労働契約により労働者を使用する目的に応じて適切に契約期間を設定するよう、使用者は配慮しなければならないことを規定し、使用者が有期労働契約により労働者を使用する目的に照らして必要以上に短い契約期間を設定し、その契約を反復して更新しないよう使用者は配慮しなければならないことを明らかにしています。

回答日	平成23年3月25日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 高橋 勝
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

(回答提供先)

○						
機構 LAN 掲載	相談 センター	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載	